

令和7年度 真鶴町立幼稚園、小・中学校地震防災マニュアル

		【地震災害に関する警戒宣言】・【震度5弱以上の地震/津波警報】が発生した時			
時 間 帯		子 ども	教 職 員	保 護 者	備 考
家・近所 にいるとき		※行動の仕方を家族と話し合っておく 【家に残るのか】 【家庭で決めた避難場所に避難するのか】	○原則として出勤する ○子どもの動静・安否把握をする ○身の安全を確保し学校へ向かう	※子どもの行動の取り方を家庭で話し合っておく 【どこを避難場所にするのか】 ○家庭で保護するか、避難場所に向かう	※【自宅が海岸に近い人】 自宅が海岸に近い人は、津波の恐れがあるので、どこへ避難するのか家庭で確認しておきましょう 【全国瞬時警報システム】 時間に余裕のない緊急事態の情報を、消防庁が町の防災行政無線を直接起動し、町民にお知らせするシステムです。緊急地震速報は、震度5弱以上でお知らせします。 
登降園 登下校 途中 のとき	徒 歩	○園・学校に近い時は園・学校へ向かう ※自宅が海岸に近い人は、津波の恐れがあるので、どこへ避難するのか確認しておく	○子どもを受け入れる ○担当地区に出向き、子どもの安全を確保する	情報を聞き次第、家庭で保護するか園・学校・避難場所へ避難した子どもを【徒歩】で引き取る 園・学校は、引き取りの連絡網は流さない。 町の防災行政無線や公共放送（tvkデータ放送）町のメール等を情報とする	
	バ ス	○園・学校からの指示により、スクールバス運転士と、園・学校または最寄りの避難場所に避難する ○路線バスが停止したときは、運転士が広域避難場所に誘導する。バスを待っているときに発災したときは、学校または最寄の避難場所に向かう	○スクールバス運転士は子どもを園・学校に誘導する ○路線バスのルートにしたがって、現場に向かう ○子どもの安全を確保する		
園・学校 にいるとき		○担任の指示に従い、避難行動をとる ○運動場に避難する ○園・学校の安全な場所に集合し、家族の引き取りを待つ	○子どもに避難行動の指示をする ○緊急職員会議を開く ○子どもの引き取りに対応する	情報を聞き次第、学校・園で子どもを【徒歩】で引き取る	【園庭・校庭避難集合場所】 ひなづる幼稚園…園舎前 まなづる小学校…清心園前 真鶴中学校…朝礼台前 ※建物内の安全を確認したら屋内に移動する
引き取りが来るまで子どもを園・学校で保護する					

外で避難する時の注意事項

- 避難する時は津波も考え、安全な場所に避難する
- 頭部を守る
- 塀やガラス窓から離れる

建物から避難するときの注意事項

- 机の下などに入り、頭部を守る
- 担任や大人の誘導に従い避難する

地震が発生したときは、自動車は使わず、徒歩で移動するのが基本です。

|

|

|

|